

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場自動扉保守点検業務
- 2 業 者 名 フルテック株式会社札幌支店
- 3 特定理由 藻岩浄水場に設置している自動ドアメーカーはフルテック(株)製及び寺岡オートドア(株)製を採用している。
当該業者は、フルテック(株)製のメーカーであるとともに、寺岡オートドア(株)の後継業者でもある。
保守点検はメーカー保有の技術に依る部分が多く、他社では適合部品の調達や性能評価が的確でない。
また、本自動扉は、外来者も使用するほか休日の使用もあり、故障時等には迅速に復旧する必要がある。
したがって、この業務を遂行するための実施体制が確立している上記業者以外の者が施行することは不可能である。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

別 表

	単 価
一 般 ご み	5, 8 0 0 円/m ³
資 源 化 ご み 1	5, 1 5 0 円/m ³
資 源 化 ご み 2	5, 8 0 0 円/m ³

※資源化ごみ1については、週1回以上の定期収集の1回あたりの収集量が0.5m³以上である場合の金額

※資源化ごみ2については、週1回以上の定期収集の1回あたりの収集量が0.5m³未満である場合の金額

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件名 水道局じん芥収集運搬業務
- 2 業者名 (一財) 札幌市環境事業公社
- 3 特定理由 上記業者は、札幌市において、じん芥収集業務を許可されている唯一の業者であるため。
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物収集運搬業者としての許可)
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。
- 5 備考 この業者特定理由書は、局内各課で執行する「じん芥収集運搬業務」に適用する。